

デジタル分野におけるアドボカシー機能の強化のための
情報提供の集中受付期間の実施について

令和5年10月11日
公正取引委員会

公正取引委員会は、デジタル分野における競争上の問題に対処するため、実態調査を実施し、新たなルールの整備に関する提言や、デジタルプラットフォーム事業者の取引慣行に関する問題点の指摘を行うなど、公正な競争環境の整備を図ってきました（別紙1）。

デジタル分野については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月閣議決定）において、「新たな実態調査を進め、アドボカシー機能を発揮する」こととされており、当委員会としては、引き続き、効果的に実態調査を実施していくためには、関係事業者や消費者等の皆様の声を聴くことが重要であると考えています。

また、当委員会は、昨年6月に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—」においても、実態調査の対象とする分野の選定に当たっては、関係各所からのヒアリング等を含め積極的に情報収集を行うとともに、過去に実態調査を実施した分野について、アドボカシー機能の実効性を高めるため、必要に応じ、その後の状況をフォローアップすることとしていたところです。

先月公表した「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査」についても、調査に先立って実施した関係事業者等に対するヒアリングを通じて、当委員会が過去に実施した実態調査において指摘した課題について実質的な改善が進んでいないことがうかがわれたことを契機として、課題の解決に向けて、より実効性のある提言を行うことを目的として調査を実施しました。

今般、これまでに実態調査を実施した分野のほか、実態調査を実施したことのない分野も含め、デジタル分野における市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等について、広く事業者や消費者の皆様から情報を受け付けるため、下記のとおり、情報提供の集中受付期間を実施します（別紙2）。

今後、お寄せいただいた情報も踏まえながら、新たな実態調査の実施を含め、一層効果的にデジタル分野における競争環境の整備を図っていきたいと考えています。

| | |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 デジタル市場企画調査室 実態調査担当 電話 03-3581-1889（直通） |
| ホームページ | https://www.jftc.go.jp/ |

記

1 提供をお願いする情報

これまでに実態調査を実施した分野のほか、実態調査を実施したことのない分野も含め、デジタル分野における市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等。

例えば以下のようなものが考えられますが、これらに限らず、積極的に情報を御提供ください。これまでに実施したデジタル分野における主な実態調査（別紙1）も御参照ください。

- ・ あるサービスについて、提供する事業者の寡占化が進んでおり、選択肢が限られている。今後の値上げ等が懸念される。
- ・ その特性や契約形態上、一度ある提供事業者と契約すると、他の提供事業者への切替えが困難なサービスや商品がある。
- ・ デジタルプラットフォーム事業者の利用規約が突然変更され、取引条件が大幅に悪化した。
- ・ デジタルプラットフォーム事業者のサービスを利用する際には、同社の他のサービスの利用を義務付けられる。
- ・ デジタルプラットフォームを介して商品やサービスを販売しようとする、他のどの商流で販売する場合よりも安くするよう求められる。
- ・ デジタルプラットフォームを介してユーザーに商品やサービスを提供しているが、デジタルプラットフォーム事業者自身の商品やサービスばかりが「おすすめ」に表示されている。

2 情報提供の方法

「デジタル分野における市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等についての情報提供窓口」 (https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/digital_platformer.html) を通じて日本語にて提出してください。

匿名での情報提供も可能ですが、当委員会から内容確認の連絡やヒアリング等のお願いをすることがあるため、可能な限り、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び担当者の氏名）と連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）の記載をお願いいたします。

電話による情報提供は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

3 集中受付期間

令和5年10月11日（水）から11月10日（金）まで

4 情報提供上の注意

御提供いただいた情報に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

御提供いただいた情報は、当委員会の独占禁止法又は下請法の執行部門に提供することがあります。

御記入いただいた連絡先は、提供していただいた情報の内容に不明な点があった場合やヒアリング等の依頼をする場合の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

(参考) これまでに実施したデジタル分野における実態調査

- デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）（令和元年10月公表）
- デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）（令和3年2月公表）
- クラウドサービス分野の取引実態に関する調査（令和4年6月公表）
- モバイルOS等に関する実態調査（令和5年2月公表）
- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査（令和5年9月公表）

これまでのデジタルプラットフォーム事業者の取引慣行等に関する主な実態調査



別紙 1

| 対象分野 | 独禁法上・競争政策上の考え方 | その後の動き |
|---------------------------------------|---|---|
| オンラインモール・アプリストア (令和元年10月公表) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ アプリストア運営事業者が、アプリ外決済を禁止しアプリ内課金の利用を不当に強制することや、アプリ外決済に係る情報提供を不当に妨げることは、独占禁止法上問題となるおそれ。 ➢ 販売価格の階層を多数用意するなど、利用事業者が自由な価格を設定できる必要。 ➢ 取引の公正性・透明性を高め、公正な競争環境を確保するために、以下の対応が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 手数料等の変更や請求内容、返金情報や売上情報の提供についての書面開示 ✓ 出店・出品の審査において不承認とした場合における事前通知及び理由の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について(令和3年9月)※リーダーアプリについてアウトリンクを許容 ➢ アップルが、App Storeにおける価格設定の柔軟性を高める方針を発表(令和4年12月) ➢ 透明化法成立(令和2年5月)、オンラインモール・アプリストア分野を対象として運用開始(令和3年4月) |
| デジタル広告 (令和3年2月公表) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広告の表示基準、手数料・広告単価等、アドフraud対策、第三者サービス接続基準等について、一定の情報開示が必要。 ➢ 有力なポータルサイトと媒体社とのニュース等の配信に関する取引について、ポータルサイトによるコンテンツの取扱いの考え方の開示や、両者における適切な交渉がなされることが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタル広告分野を透明化法の対象に追加し運用開始(令和4年10月) ➢ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査 ※下記参照 |
| クラウドサービス (令和4年6月公表) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ クラウド提供事業者は、異なる提供事業者のクラウドサービス又はオンプレミスへの利用者の移行等を妨げる技術上・契約上等の制約を最小限とすること等が推奨される。 ➢ 利用者は、利用しようとするクラウドサービスがシステムの移行やデータポータビリティに関する自社のニーズを満たすことの確認の実施や、クラウドサービスの専門知識を有する人材の確保・育成等が推奨される。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ その後、諸外国の当局も実態調査を実施する(英当局:2023年10月正式調査開始、仏当局:2023年6月最終報告書公表)など、クラウドサービスに係る議論をリード ➢ クラウドサービスへの利用者に対する周知 |
| モバイルOS等 (令和5年2月公表) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ モバイルOS市場・アプリ流通サービス市場における健全な競争環境の整備を図るとともに、アプリ等市場における独占禁止法違反行為の未然防止や独占禁止法上問題となり得る行為の改善の促進を図ることで、同法の執行による対応を補完するための以下の対応に関し、その実効性を確保するために、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ アプリ市場その他周辺市場における自社優遇行為の防止 ✓ モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場における健全な競争環境の確保 ✓ モバイル・エコシステムのルールメイキングに係る公正さの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(令和5年6月) ➢ 上記「最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する。」※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定) |
| ニュースコンテンツ配信 (令和5年9月公表) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 許諾料の水準の決定根拠等について開示することが望ましい。一方的な契約変更等により著しく低い許諾料を設定する場合、独占禁止法上問題となり得る。 ➢ 検索結果におけるニュースコンテンツの利用に関して、著作権法を踏まえ、十分な交渉等を通じて共通認識が得られることが望ましい。著作権の行使が可能な場合に、一方的に著しく低い許諾料を設定等する場合、独占禁止法上問題となり得る。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 報告書公表後、ヤフーは契約内容についての丁寧な説明と実績に応じた見直し等の取組を順次実行しながら継続的な改善を図っていく旨の声明を発表 ➢ 日本新聞協会は、ニュースポータル事業者やインターネット検索事業者に対し、報道機関との真摯な協議を求める旨の声明を発表 |

※上記のほか、コネクテッドTV関連分野の実態調査を令和5年3月より実施中。

デジタル分野における情報提供 の集中受付期間の実施について



公正取引委員会では、デジタル分野の実態調査を効果的に実施するため、市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等について、皆様からの情報提供を受け付けています。

実態調査って何？

公正取引委員会は、デジタルプラットフォーム事業者との取引をめぐる問題等に対処するため、実態調査を実施し、独占禁止法上問題となるおそれのある行為等に関する指摘や、必要なルール整備を含む改善に向けた提言を行うなどしています。

なぜ事業者や消費者から情報を受け付けているの？

取引状況を最もよく知るのは取引する事業者やサービスを利用する消費者の皆様だからです。例えば、「突然の規約変更で取引条件が大幅に悪化した」、「デジタルプラットフォーム事業者との取引には、同社の他のサービスの利用を義務付けられる」、「他社サービスへの切替えが困難だ」など、デジタルプラットフォーム事業者が関わる取引における事例をお聞かせください。

デジタルプラットフォーム事業者って何？

情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの基盤を提供する事業者をいいます。例えば、コンテンツ(映像、動画、音楽、電子書籍等)の配信や共有のサービス、予約サービス、シェアリングエコノミー・プラットフォーム、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、クラウドサービス、IoTサービス、オンライン・ショッピング・モールなどがあります。

デジタルプラットフォーム事業者に関する 過去の実態調査事例

デジタル分野における
公正取引委員会の取組
はこちら



ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査

(令和5年9月公表)



本実態調査での指摘を受け、デジタルプラットフォーム事業者は、取引先事業者との契約見直しを順次実行に移すとの声明を出しました！

オンラインモール・アプリストアに関する実態調査

(令和元年10月公表)

本実態調査の提言も踏まえ、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(通称:透明化法)」が制定されました！



情報提供先はこちら



デジタル分野 情報提供 公取委

検索

お問い合わせ先:公正取引委員会デジタル市場企画調査室